令和８年10月
兵庫県福祉部

国民健康保険制度における保険料水準の完全統一に向けた
県内市町の保険料（税）及び一部負担金の減免基準の統一について

全市町合意のもと策定した「兵庫県国民健康保険運営方針」及び「兵庫県における保険料水準の統一に向けたロードマップ」に基づき、保険料水準の完全統一（同一所得・同一保険料）に向けて、順次、協議・対応を進めてきた。

国民健康保険法第44条及び同第77条並びに地方税法第717条の規定に基づき各市町が実施する保険料（税）（以下「保険料」という。）及び一部負担金の減額及び免除（以下「減免」という。）の標準的な要件等については、令和７年度に合意に至ったところである。

各市町におかれては、下記のとおり、財政運営の都道府県単位化の趣旨や、これまでの協議・対応状況を踏まえつつ、合意内容に基づき、条例等の整備等必要な対応をお願いする。

記

１　減免基準統一の経緯

（１）財政運営の都道府県単位化

国民健康保険制度は、国民皆保険の基盤をなす制度であるが、従来はその財政単位を市町村としていたことから、以下の構造的な課題を抱えていた。

・小規模保険者（市町村）では財政運営が不安定となりやすいこと
・過疎化により小規模保険者（市町村）の数は今後増大が見込まれること
・被保険者の年齢構成や所属分布の差異が大きいこと
・被保険者の年齢構成が高く、一人あたりの医療費が高いこと
・被保険者の所得水準が低く、保険料の負担が重いこと

さらに、被保険者側からは、保険給付は全国共通であるものの、保険料が市町村ごとに大きく異なり、不公平感があるとされていた。

そこで、平成30年度から、都道府県が、市町村とともに国民健康保険の運営を担い、国民健康保険の財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保などの事業運営において中心的な役割を担うことにより、国民健康保険制度の安定化を図ることとされた。

（２）本県における保険料水準及びサービス水準の統一

本県においては、市町との協議を踏まえ、財政運営の都道府県単位化の当初から、同一所得・同一保険料という保険制度の理想を目指しており、この間、協議を重ねた結果、保険料水準の統一時期について、標準保険料率の統一は令和９年度、保険料率の完全統一は原則令和12年度とすることで合意した。

また、保険料水準の統一にあたっては、受益と負担の公平性の観点から、同じ保険料負担の被保険者に対して、同じ保険給付等のサービス提供が求められることから、負担面（保険料水準）と給付面（サービス水準）の統一に向けた取組を進めてきた。

（３）減免の統一基準の考え方及び実施時期等

保険料水準及びサービス水準のうち、減免についても統一を図る必要があることから、国が通知等で実施を求める減免要件、既に採用している市町数が多い減免要件及び県内全市町に共通である本県後期高齢者医療制度の減免基準を踏まえ、必要な者に必要な支援が可能となる基準について、県と市町で協議を重ねてきた。

その結果、統一基準の内容及びその令和９年度からの実施並びに市町独自減免の令和12年度での廃止について、全市町が合意したところである。

２　減免の統一基準の概要

全市町が合意した減免の統一基準の概要を別添のとおりとする。

別添

県内市町の保険料及び一部負担金の減免基準（概要）

１　保険料の減免

（１）災害等

ア　対象

震災、風水害、火災その他これに類する災害や犯罪被害により、世帯主の居住に係る住宅若しくは世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者（以下「世帯主等」とする。）の家財またはその他の財産について著しい損害を受け、保険料の納付が困難となった世帯に属する者とする。

イ　減免の割合（所得割、均等割及び 18 歳以上均等割（以下「均等割等」という。）、平等割）

損害の程度	災害による被害	減免の割合
５割以上	全壊、全焼	10 分の 10
２割以上５割未満	半壊、半焼又は 20%以上の損害がある床上浸水	10 分の５

（２）所得の激減

ア　対象

傷病、介護、事業廃止、退職又は事業不振その他これに類する事由により、以下のすべての条件を満たし、保険料の納付が困難であると認められる者とする。

・当該年の所得の合計額（※１）の見込み額が、前年（※２）の所得の合計額から５割以下に減少した者（※３）

※１　総所得金額及び山林所得金額の合計額から譲渡所得及び一時所得を除いた額。以下同じ。

※２　当該年度の保険料算出の基となる年。以下同じ。

※３　減免を受けた後に、当該年の所得の合計額が、前年の所得の合計額から５割以下に減少していないことが判明した場合は、減免決定時点に遡って取り消す。

・世帯（減免の申請のあった日における擬制世帯主及び同一世帯内の被保険者）における前年の所得の合計額が、1,000 万円以下の者

・減免対象者個人における前年の所得の合計額が、350 万円以下の者

イ　減免の割合（所得割）

前年の個人所得の合計額	減免の割合
100万円以下	10分の８
100万円を超え200万円以下	10分の６
200万円を超え350万円以下	10分の４

（３）国民健康保険法第59条に該当する者

ア　対象

刑事施設、少年院その他これらに準じる施設に拘禁・収容され、療養の給付等を制限された者とする。

イ　減免の割合（所得割、均等割等、平等割（当該被保険者が単身の場合））

10分の10

（４）旧被扶養者

ア　対象

社会保険（被用者保険）から後期高齢者医療制度に移行する者に扶養されていた65歳以上の者（旧被扶養者）で、新たに国民健康保険の被保険者となった者とする。

イ　減免の割合

①所得割（当分の間）

免除

②均等割等（２年間）

区分	減免の割合
法定軽減非該当世帯に属する旧被扶養者	10分の５
２割軽減世帯に属する旧被扶養者	軽減前の額の10分の３
７割又は５割軽減世帯に属する旧被扶養者	減免なし

③平等割（２年間）（旧被扶養者のみで構成される世帯に限る）

区分	減免の割合
法定軽減非該当世帯	10分の５
２割軽減世帯	軽減前の額の10分の３
特定世帯（※４）、７割又は５割軽減世帯に属する旧被扶養者	減免なし

※４　国民健康保険加入者が後期高齢者医療制度へ移行し、世帯内で国民健康保険の被保険者が１人だけとなった世帯

（５）その他市町長が特別に認めるもの

ア　対象

公益上その他の理由により市町長が必要と認める者とする。

【留意事項】

この項目は、厚生労働省等が全国的に必要と認める減免など、必要性が高いものの事前に想定することができない場合等を想定している。

なお、以下のような減免については、合意内容に反することから、行わないこととする。

・上記（１）から（４）の趣旨と同様の事由について、対象や減免の割合等を変更して実施するもの
・被保険者等からの申請なく職権で行うもの
・低所得であること等を事由として画一的に行うもの
（例）失業状態が３か月以上続くことのみを事由とするもの
低所得であることのみを事由とするもの
退職した事実のみを事由とするもの

イ　減免の割合

国通知等に基づき、個別に決定する。

２　一部負担金の徴収猶予及び減免

ア　対象

災害による被害（死亡、障害及び資産損失）、不作・不漁等による収入減、失業・事業廃止等による収入減、犯罪被害、その他これらに準ずる事由に過去12か月以内に該当する世帯主等で、その生活が一時的に困難となった世帯に属する被保険者とする。

イ　徴収猶予及び減免の割合

世帯主等の実収入月額（※５）の合計額 / 基準額（※６）の比率	措置
115％を超え125％以下	徴収猶予
100％を超え115％以下	減額10分の５
100％以下	減額10分の10

※５　生活保護法に基づく保護の要否判定に用いられる収入認定額

※６　生活保護法による保護基準による保護の種類で、金銭給付を目的とする扶助のうち、一時扶助を除く生活扶助、教育扶助及び住宅扶助の基準額及び各種加算額の合計額に1,000分の1,155を乗じて得た額